

## 役員及び評議員の報酬並びに旅費・交通費等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和光福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに旅費・交通費等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員は、無報酬とする。

### (役員及び評議員への旅費・交通費等)

第3条 役員及び評議員への旅費・交通費等は、別表に掲げる金額とする。

第4条 旅費・交通費等の支給は、原則として、その都度現金で支給する。

第5条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

### (委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の承認得てこの法人の理事長が定める。

### 附則

1 この規程は平成29年3月27日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この規程は、令和4年度定時評議員会の日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 旅費・交通費等の支給対象となる会議

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監事会
- (4) その他出席が必要と認められる諸会議

2. 旅費・交通費等の額

(1) 交通費は、日帰り旅費とする。

役員及び評議員の自宅もしくは勤務場所からケアハウスローズガーデンまでの移動距離（自己申告）	支給対象となる会議への出席1回につき
片道2キロ以内	2,000円
片道2キロ以上5キロ以内	3,000円
片道5キロ以上10キロ以内	4,000円
片道10キロ以上	5,000円

ただし、理事長及び職員兼務理事には交通費を支給しない。

(2) 旅費は、行程が2日以上にわたる時とする。

本会の旅費規程に準じて支給する。

(3) その他研修等の参加費

実費を支給する。